

基本方針

東員町の人口は今後減少傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、後期高齢者数が前期高齢者数を大きく上回り、超高齢化のピークを迎えることが予測されています。

そのような状況の中で、国は「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げております。

本会におきましても地域共生社会の実現に向け、従来から地域福祉座談会を通して、地域の中での住民主体の支え合い・助け合い活動の推進に注力しております。本年度も引き続きその取り組みを強化し、各地域において地域づくりの輪がさらに広がるよう支援を継続してまいります。

また、町では高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される「地域包括システム」の構築を目指しております。本会は、その中心的な役割を担うべく地域住民、行政をはじめ地域の社会福祉関係者と連携を図り取り組みを進めます。

法人運営分野

1. 理事会評議員会監査の実施	<p>東員町社会福祉協議会が、よりよい暮らしを求める住民や地域福祉活動者の第一の理解者であり応援者であるよう、理事会によって運営方針を決定し、評議員会で地域の意見を受け取り、効果的に地域福祉を推進する。</p> <p>① 理事会 5回/年 ①5月 ②6月 ③10月 ④12月 ⑤3月 役員研修 1回 ※すべての理事会に監事が出席する。</p> <p>② 評議員会 3回/年 ①6月 ②12月 ③3月</p> <p>③ 監査 2回/年 ①前期 ②決算</p> <p>④ 評議員選任・解任委員会 隨時</p>
2. 会員の募集	<p>① 地域福祉座談会、シニアカレッジ、シニアクラブなどの団体の会議、委員会、趣味の会等の顔が見える場で会費がどの活動に使われ、どのように役立っているのか説明し、理解を得る。</p> <p>② 特別会員にお礼状を発送する時に「福祉のつどい」の案内を送付してこの財源を活用した事業であることをお知らせする。</p> <p>* 4~5月 戸別会員募集 1世帯500円 目標額2,800,000円 (5800世帯)</p> <p>* 7~8月 特別会員募集 1口1,000円 目標額 800,000円</p>
3. 苦情の受付	受け付けた意見や苦情はすみやかに職員間で共有し、業務を改善する。
4. 体制の充実	<p>① 会議を活用して効率的に事業運営する。</p> <p>② 32年度に基幹型包括支援センターを的確に受託できるよう準備する。</p>
5. 職員研修・人権意識の向上	<p>① 職員ひとりひとりの専門性と能力・経験に応じた県社協の生涯研修、専門研修及び先進地研修等を受講する。</p> <p>② 職員全体研修 1回/年</p> <p>③ 人権意識の向上を図る。 1回/年 (町主催人権研修の受講)</p>
6. 寄付金の受付	広報し寄付金向上に努める。また、一定額以上のご寄付をいただいた方に記念品を差し上げ、社協に寄付したことを見知していただく。 また、今後もより多くの企業に社協を理解していただき、バナー広告の協力企業を拡大する。 (広告掲載料1ヶ月1,000円)
7. 日赤社資増強運動	日本赤十字社活動の普及啓発と会費(1世帯500円)納入について町民の理解・協力を求める。

8. 安全衛生委員会	労働災害や健康障害を防止して働きやすい職場にするよう職員全体から提案を受け、衛生委員会で検討する。 1回/月
------------	--

地域福祉分野

9. 福祉のつどい	多様性を地域に受け入れて共に暮らせる東員町にするため、町内で行われている実践を知る機会を提供し、ひとりひとりが普段の暮らしでできることを考えてもらう。 (11月頃実施予定)
10. 「ふくしのわ」発行	事業目的、地域福祉座談会や地域活動などを分かりやすく伝え、住民が地域福祉を身近に感じるよう発信する。 発行回数 4回 / 年
11. ホームページ運営	常に新しい情報を発信し、見たい情報がすぐに開けられるように工夫する。地域福祉活動だけでなく、社協の活動理念や法人概要をお知らせする。サイト内のリンクを充実させ、わかりやすいホームページにする
12. 民協との協働	① 民児協事務局として、役員会や定例会等の運営を担う。 ② 部会やブロック会等、民生委員活動を支援する。
13. 地域支えあい推進事業 [新規]	① 自治会長情報交換会を開催して意見交換できる場を設け、自治会活動に活かしていただく。 ② 情報交換会を通して社協の事業内容を理解いただく。また、このことにより自治会活性化に社協を活用いただけるよう努める。 ③ 自治会活動や地域活動の情報を積極的に入手し取材してホームページや『ふくしのわ』で紹介する。 ④ 自治会活動や地域活動がさらに発達するよう働きかける。
14. 地域福祉座談会	① 新規3地区で地域福祉座談会を開始する。 ② 以下の目的を各地区に周知する。 [集まり検討する⇒活動を創出する⇒活動の展開を通して町づくりをする] ③ 全座談会が、イベントを考える場ではなく「よりよい暮らしを考える」場として機能するよう働きかける。
15. 生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターの配置)	① 一見福祉と関係がないような自治会単位の地域活動を把握して、そこに福祉的な視点が加わると安心して暮らせる地域づくりになることを伝える。 ② 「活動に参加したいけど参加できない人」が参加できるように、活動者と参加したい人、福祉専門職を調整する。 ③ カフェ活動の場合、談笑することがお互いの理解につながり、自然発生的な支えあいが期待できることを伝える。 ④ カフェ活動の場合、地域の方の特技を披露することがその方の喜びにつながり、自然発生的な支えあいが期待できることを伝える。 ⑤ 地域活動にはさまざまな参加の仕方があることをお伝えし、「支えあい=介護の補助」ではなく「だれかのためにできることをする」ことが支えあい活動であることを伝える。

介護保険サービス・障がい者福祉サービス分野

35. 訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 本会の居宅だけでなく、他事業所の居宅にも、積極的に働きかけ、利用者を受け入れる。 ② 土日、早朝、夜間は、登録ヘルパーを中心に訪問する体制を整える。 ③ 30年度の月の平均収入額1,326（千円）→31年度は1,350（千円）とする。
36. 障がい児者 訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 一人の利用者に複数名で関わることで、緊急時にも対応できる体制を整える。 ② 土日、早朝、夜間は、登録ヘルパーを中心に訪問する体制を整える。 ③ 利用者、一人一人の障害の特性を理解して、適切な援助ができるよう登録ヘルパーミーティングの場を研修や検討の時間に当てる。 ④ 30年度の月の平均収入額1,271（千円）→31年度は1,498（千円）とする。
37. 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者が集中する機能訓練機器については、増設することで、効率的に機能訓練ができる環境を整える。 ② 利用者の生活機能（ADL）評価を実施し、デイサービスの介護予防効果を数値化する。そのことを内外へアピールする。 ③ 利用者のニーズに沿ったプログラムの提供ができるように、アンケートにてニーズ把握をする。 ④ 年式の古い車輛の購入を検討する。 ⑤ 入院やショートステイ等の利用者の利用枠を確保するために、定員を40名から45名に増員し、一日平均利用者数35名を改めて目標とする。
38. 日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険利用者とのバランスを取りながら、新規依頼にも対応していく。 ② 共生型生活介護の要件を精査し、指定準備を進める。
39. 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所としての、利用者把握をするために、初回訪問時には主任ケアマネが同行する。 ② 新人ケアマネの育成については、居宅マニュアル等を活用し、計画的に進める。 ③ 個別課題や地域課題については、保険外サービスの提案もできるよう地域福祉の専門職との協働をはかる。 ④ アセスメント用紙と担当者会議録の一部カスタマイズを実施する。 ⑤ ケアマネ一人当たりの作成件数、昨年度33名のところ、34名を目指す。
40. 障がい者・障 がい児計画相談	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所体制加算要件を精査し、検討する。 ② 3障がい者(児)の相談対応の充実に向け、各専門別のコミュニケーションや制度等研修を受講する。 ③ 現在の利用者のアセスメント・モタリングを深め、ニーズ対応を通してフォーマル・インフォーマル資源の充実を図れるようにしていく。
41. 短期集中訪問 型サービスC	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業への理解を深めるための研修やミーティングを年2回実施する。 ② 対象者の傾向把握、評価を継続して実施する。 ③ 改正に伴う総合事業の方向性や行政の意向などの把握に努め地域の実情に応じたサービスを提供し、その体制を維持する。

42. 地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 出前講座、いきいき百歳体操普及啓発事業、地域介護予防リハビリテーション活動支援事業それぞれの趣旨・目的を理解し適切なメニューの提供を継続する。 ② 地域住民のニーズに合わせ効果的な指導が出来るよう資質向上の為の研修を年1回実施する。 ③ 午前に依頼があった場合でも対応できる職員体制の確保。
43. 短期集中通所型サービスC ^[新規]	<ul style="list-style-type: none"> ① 当サービスの利用者数を通所介護の利用者数と合算し通所介護の定員内で実施していく ② 開催日は月曜日と水曜日とする ③ 当サービスに関わるものに関して、見識を深める研修や情報共有を年1回実施する ④ 対象者に対して利用前と利用後で体力測定を実施し、その効果を測る
44. 通所型サービスB事業 ^[新規]	<ul style="list-style-type: none"> ① 月曜日、水曜日の週2回を開催日とする 10時～12時 ② 一ヶ月で30人程度の利用者を目標とする。 ③ 原則的に、健康相談及び介護予防体操を主として実施するものとし、各曜日においてカラオケや手芸、麻雀、絵手紙などの趣味活動を通じさらなる介護予防を図っていくものとする ④ 参加者のニーズや動向に応じて活動内容を再検討する

16. 活動支援	<p>① 住民相互の助けあいの活動が進展するよう、自治会や座談会などの活動者に資金を活用いただく。</p> <p>スタートダッシュ助成…上限5万円 ステップアップ助成…上限10万円</p> <p>② 安心して活動するためボランティア保険を説明し加入を推進する。</p>
17. 社協行政連絡調整会議	9月と3月に開催し、社協と行政が意見交換して事業展開をすりあわせる。
18. 生活支援型配食サービス	<p>在宅のひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等に昼食を配達するとともに安否確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 委託先／社会福祉法人いすみ * 月曜日から金曜日の内で希望する日 * 個人負担金 300円(生活保護受給者は150円)
19. ふれあい型配食サービス	<p>ひとり暮らし高齢者を中心とした対象者に、ふれあいを目的に昼食を配達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 委託先／わくわくボランティア 社会福祉法人いすみ(新規) ※配送は社会福祉協議会 * 第2・4水曜日と第1～4金曜日の希望する日 * 個人負担金 300円(生活保護受給者は150円)
20. シニアカレッジ	<p>地域福祉に関心を持つきっかけとして取り組む。</p> <p>卒業生が地域で活躍できるように情報提供する。</p> <p>6月～ 1回/月(10回開講)</p>
21. 地域ボランティア制度	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア登録・マッチング業務を行い、高齢者の介護予防、生活支援、社会参加を一体的に推進する。 ② 地域の集まりに出向いて地域ボランティアを説明する。 ③ 活動状況をホームページ等に掲載する。 ④ 登録者交流会を年1回開催する。 ⑤ 町内事業所が実施する通所B型事業を積極的に支援する。
22. 心配ごと相談・無料弁護士相談	<p>法律的に解決できるのではないかと思われる事柄の相談や家族関係の困りごとに対し適切な助言や専門機関等を紹介し、問題解決への糸口を見つけていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 毎月5日（土・日・祝の場合は翌日）及び第3日曜日
23. 当事者団体等の育成支援	<p>各種関係団体の運営に必要な助成金を交付し、地域活動を支援する。</p> <p>助成金交付先</p> <p>東員障がい児者友の会、東員町障がい児（者）親の会、東員町遺族会、いなべ地区視覚障がい者協会、いなべ地区聴覚障がい者協会、東員町福祉事業所連絡協議会</p>
24. 子育て支援事業	<p>子育て中の親子が交流し、子育ての悩みなどを話しあえる場を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 委託先/ 子育て支援ネット * 応援ルーム 月・水/週 * イベント 月に1回程度
25. 災害ボランティアセンター	<p>自治会と協力し災害ボランティアセンターを運営できるよう体制づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 運営準備検討会を開催し、センター運営の体制づくりを検討する。 * マニュアルや様式等の検討、研修会等への参加。 * 災害義援金募集があれば、町内に募金箱を設置し協力する。

26. 町内福祉事業 所連絡会	事務局として運営をサポートする。 * 3回/年 役員会の開催 * 1回/年 総会 2回/年 研修会 * 1回/年 事業所管理者交流会
27. 共同募金委員会の活動支援	① 共同募金の目的やしくみの周知に努め、共同募金運動の拡大を図り、共同募金は地域のどのような活動に使われているのか周知する。 ② 東員町商工祭、コスマス祭等各種イベントで委員と募金活動する。 ③ 募金型自動販売機(県共募の推奨事業)の設置を推奨し募金増額に努める。

利用支援分野

28. 福祉有償運送事業	車への乗降に介助が必要な方を対象に、福祉車両で通院等を目的にした移送サービスを提供する * 対象者 要介護者 身体障がい者 * 使用車両 福祉車両2台 セダン型1台
29. 介護タクシー助成事業	要支援1・2 要介護1・2に認定された方に介護タクシー券を発行し、在宅高齢者の外出を支援する。広報誌に掲載し利用を促進する。 * 助成券650円×4回(年1回/1人1回 2600円)
30. 日常生活自立支援事業	基幹的事業になるため、これまでより身近な立場で支援計画をたてることができる。本人の意向にそなう計画を立てて社会的自立を支援する。 ① 基幹的事業の実施に向け、契約変更や貸金庫の手続きをする。 ② トラブル回避のため、顧問弁護士を契約する。 ③ 他機関と綿密に連絡して、より柔軟な支援をする。
31. 日常金銭管理サービス事業	判断能力のある、ご自身で金融機関への移動が困難な方に対して金銭管理を代行し地域生活を支援する。
32. 車いす・スロープ・シャワー チェア貸出事業	短期間あるいは緊急に車いす等が必要な方に、最長1か月間無料(継続最大2ヶ月まで)で貸し出し在宅生活を支援する。 また、そこで得た情報を民生委員に提供し、地域の福祉支援に役立てる。 緊急一時的な利用になるよう要綱を改正する。
33. 公的貸付	① 生活福祉資金の貸付事務・貸付期間中の世帯の生活相談。 * 制度の趣旨を十分理解した上で利用していただく。 * 資金の償還事務を通じた生活相談を行う。 ② たすけあい資金の貸付。
34. 生活困窮者支援	行政や関係機関と協力し、貸付を利用されない方の相談に応じ支援する。 ① 東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業の実施。 ② 生活困窮者自立相談支援事業(三重県社会福祉協議会の受託事業)を活用した支援 ③ 社協困窮者用備品の貸出、社協備蓄用食糧やフードバンクの活用など 生活の維持及び再建、自立に向けたきめ細やかな相談支援。 ④ 生活困窮者自立相談支援に関わる様々な関係機関とのネットワーク構築 ⑤ 生活困窮者自立相談支援事業の周知啓発。